

改正	2009年3月27日	2012年3月21日
	2015年3月31日	2016年3月4日
	2017年1月28日	2017年10月19日

## (目的)

第1条 この取扱要領は、同志社大学会計等職務の権限に関する規程第4条において定める、会計等職務に関する承認及び決裁の権限の種類とその権限を有する職位者を規定することを目的とする。

## (承認及び決裁権限の対象範囲)

第2条 会計等職務に関する承認及び決裁権限の対象範囲は、次のとおりとする。

- (1) 予算管理に関すること
- (2) 請求、支払及び資金の出納管理に関すること
- (3) 物件の調達等に関すること

## (承認及び決裁権限者)

第3条 予算管理に関する承認及び決裁権限者は、別表1のとおりとする。

第4条 請求、支払及び資金の出納管理に関する承認及び決裁権限者は、別表2のとおりとする。

第5条 物件の調達等に関する承認及び決裁権限者は、別表3のとおりとする。

## (改廃)

第6条 この取扱要領の改廃は、経理責任者が決定する。

## 附 則

この取扱要領は、2018年4月1日から施行する。

別表1 予算管理に関する承認及び決裁権限者（財務部長統括管理事項）

- (1) 予算要求書及び事業計画明細書の承認及び決裁権限者

決裁権限者	承認権限者
予算管理責任者 (部・館・所長及びこれに準ずる者)	事務取扱責任者 (課長・事務長)

関連規程等：予算管理に関する取扱要項第7条

- (2) 予算案の作成責任者

職位
経理責任者

関連規程等：経理規程第92条、予算管理に関する取扱要項第10条

- (3) 予算外支出の申請者

職位	1件あたりの金額
予算管理責任者 (部・館・所長及びこれに準ずる者)	100万円以上
事務取扱責任者 (課長・事務長)	100万円未満

- (4) 予算外支出の申請に対する承認及び決裁権限者

決裁権限者	承認権限者	1件あたりの金額
経理責任者	財務部長及び財務部経理課長	500万円以上
財務部長	財務部経理課長	100万円以上500万円未満
財務部経理課長	—	100万円未満

(5) 予算の組み替えの申請者

職位		1件あたりの金額
予算管理責任者 (部・館・所長及びこれに準ずる者)		100万円以上
事務取扱責任者 (課長・事務長)		100万円未満

関連規程等：予算管理に関する取扱要項第12条

(6) 予算の組み替えの申請に対する承認及び決裁権限者

決裁権限者	承認権限者	1件あたりの金額
経理責任者	財務部長及び財務部経理課長	500万円以上
財務部長	財務部経理課長	100万円以上500万円未満
財務部経理課長	—	100万円未満

(7) 予算管理単位内の細分及び内訳の新設及び改廃に関する決裁権限者

決裁権限者
財務部経理課長

(8) 定められた上限額を超える謝礼支給の申請者

職位
予算管理責任者又は研究費等管理責任者 (部・館・所長及びこれに準ずる者)

(9) 定められた上限額を超える謝礼支給の申請に対する承認及び決裁権限者

決裁権限者	承認権限者
財務部長	財務部経理課長

別表2 請求、支払及び資金の出納管理に関する承認及び決裁権限者（施設部長及び財務部長統括管理事項）

(1) 調達申請書による物件の請求及び支出伝票による支払依頼の承認及び決裁権限者（請求部課）

決裁権限者	承認権限者	1件あたりの金額
予算管理責任者・研究費等管理責任者 (部・館・所長及びこれに準ずる者)	事務取扱責任者 (課長・事務長)	50万円以上
事務取扱責任者 (課長・事務長)	—	50万円未満

(2) 請求書による支払依頼の承認及び決裁権限者（施設部）

決裁権限者	承認権限者	1件あたりの金額
施設部長	今出川校地施設課長、京田辺校地施設課長	100万円以上
今出川校地施設課長、京田辺校地施設課長	—	100万円未満

伝票の決裁について、経理規程取扱細則において経理責任者の承認を得ることとなっている下記事項については、職務権限を委譲し、下記の者を決裁権限者とする。

(3) 支払に係る伝票の決裁権限者

決裁権限者
財務部経理課長

(4) 収納に係る伝票の決裁権限者

決裁権限者
財務部資金課長又は京田辺校地総務部京田辺校地総務課長

(5) 科目の振替、帳簿の訂正に係る伝票の決裁権限者

決裁権限者
財務部経理課長

(6) 口座の振替、資金の運用に係る伝票の決裁権限者

決裁権限者
財務部資金課長

別表3 物件の調達等に関する承認及び決裁権限者（施設部長統括管理事項）

物件の調達等のうち、経理規程取扱細則において経理責任者の承認を得ることとなっている下記事項については、職務権限を委譲し、下記の者を決裁権限者とする。

(1) 物件の調達に係る承認及び決裁権限者

決裁権限者	承認権限者	1件あたりの金額
施設部長	施設部今出川校地施設課長又は京田辺校地施設課長	100万円以上2,000万円未満
施設部今出川校地施設課長又は京田辺校地施設課長	—	100万円未満

ただし、経理規程取扱細則第55条第3項に基づき、関係官庁等への申請を必要とする調達を除く。

(2) 施設部今出川校地施設課（調度係）又は京田辺校地施設課（調度係）扱い物件の処分（寄贈、解体、廃棄、売却等）に係る承認及び決裁権限者

決裁権限者	承認権限者	1件あたりの金額
施設部長	施設部今出川校地施設課長又は京田辺校地施設課長	100万円以上2,000万円未満
施設部今出川校地施設課長又は京田辺校地施設課長	—	100万円未満

(3) 施設部今出川校地施設課（施設係）又は京田辺校地施設課（施設係）扱い物件の処分（寄贈、解体、廃棄、売却等）に係る承認及び決裁権限者

決裁権限者	承認権限者	1件あたりの金額
経理責任者	施設部長及び施設部今出川校地施設課長又は京田辺校地施設課長	2,000万円未満

(4) 受贈に係る承認及び決裁権限者

決裁権限者	承認権限者	1件あたりの金額
施設部長	今出川校地施設課長、京田辺校地施設課長	100万円以上
今出川校地施設課長、京田辺	—	100万円未満

校地施設課長		
--------	--	--